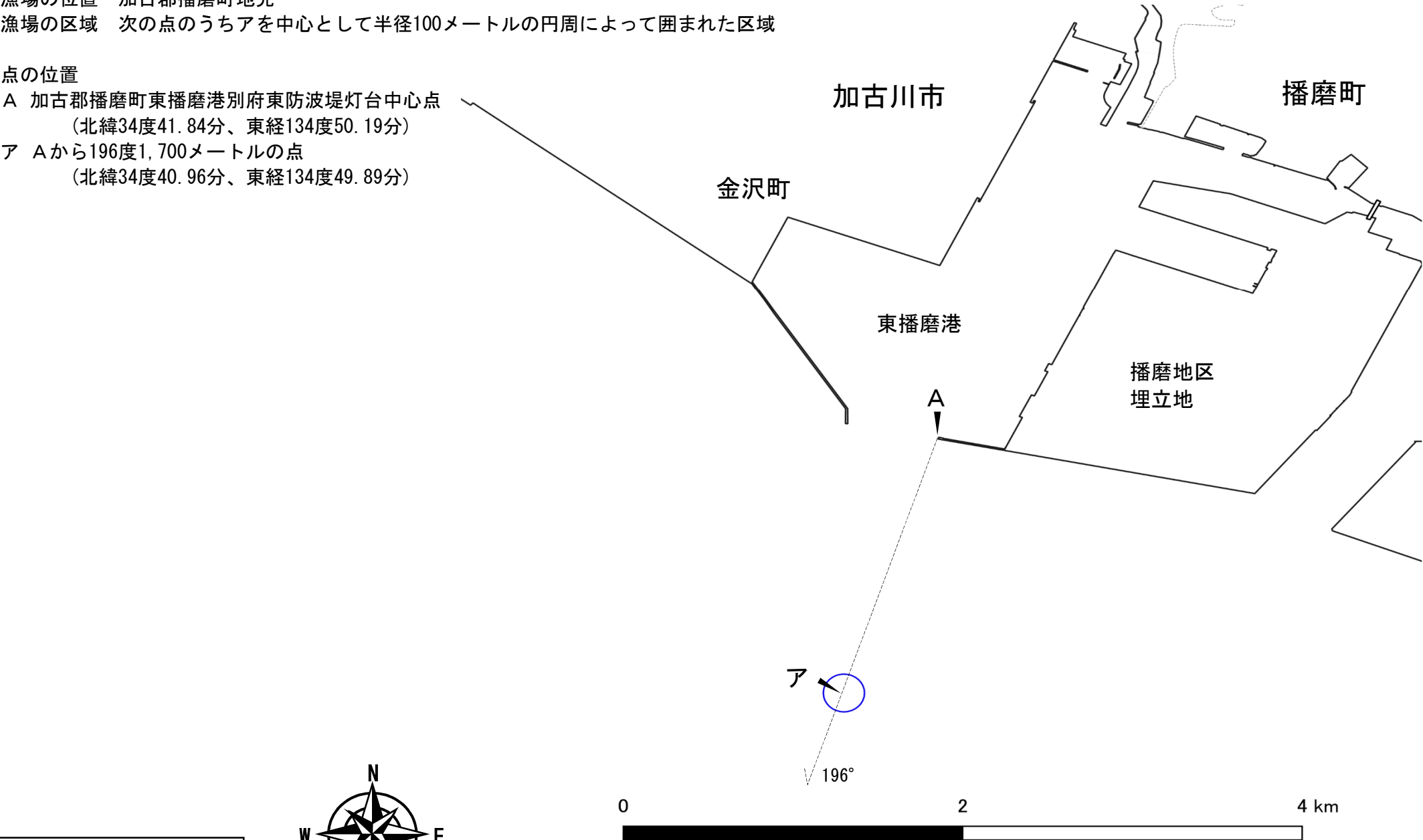


免許番号 共第307号
漁場の位置 加古郡播磨町地先
漁場の区域 次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域

点の位置
A 加古郡播磨町東播磨港別府東防波堤灯台中心点
（北緯34度41.84分、東経134度50.19分）
ア Aから196度1,700メートルの点
（北緯34度40.96分、東経134度49.89分）



令和5年9月1日 免許
共第307号

表示 番号	表 示												
	漁 場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日		存続期間		令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		制限又は条件		
1	3	つきいそ漁業		1月1日から12月31日 まで									
海 区		兵庫県瀬戸内海海区			免許番号		共第307号		摘 要				

免許番号		共第307号		摘要			
共 有 漁 業 権 事 項							
順位 番号	持分	事 項	順位 番号	持分	事 項	備 考	
	1	高砂市高砂町材木町1198番地 高砂漁業協同組合 加古川市尾上町池田2133番地の1 東播磨漁業協同組合 加古郡播磨町古宮768番地 播磨町漁業協同組合 明石市二見町東二見2017番地の7 東二見漁業協同組合 明石市二見町西二見1003番地の2 西二見漁業協同組合					

表示 番号	表 示	漁 業 権 区		漁 業 権 区	
		順位 番号		順位 番号	
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	高砂市高砂町材木町1198番地 高砂漁業協同組合 他4組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		